

福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組
(骨子案)

平成 28 年 3 月 9 日
 復興庁
 農林水産省
 環境省

福島では、多くの人々が森林とともに暮らし、林業を生業とする生活を営んでこられた。福島の森林・林業の再生は、福島の復興にとって大変重要なものである。福島の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けて、県民の理解を得ながら、関係省庁が連携して、以下の取組を総合的に進めていく。

(◎ 新規施策、○ 従来の施策の拡充・強化、□ 従来の施策の徹底・実施箇所の拡大)
 (復:復興庁、内:内閣府、林:林野庁、環:環境省)

I. 森林・林業の再生に向けた取組

1. 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

- ・生活環境の安全・安心の確保のために、住居等の近隣の森林の除染を引き続き着実に実施するとともに、必要な場合には、三方を森林に囲まれた居住地の林縁から 20m 以遠の森林の除染や土壌流出防止柵を設置するなどの対策を実施。(環○)

2. 住居周辺の里山の再生に向けた取組

- ・住居周辺の里山等の森林について、地元の要望を踏まえて、森林内の人々の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所について適切に除染を実施。(環○)
- ・広葉樹林や竹林等における林業の再生等の取組を実施。(林□)
- ・上記に加え、避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域において、モデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映。(別紙) (復、内、林、環○)

3. 奥山等の林業の再生に向けた取組

- ・間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを推進。(林□)
- ・作業者向けにわかりやすい放射線安全・安心対策のガイドブックを新たに作成。(林○)

II. 調査研究等の将来に向けた取組の実施

- ・森林の放射線量のモニタリング、放射性物質の動態把握や放射線量低減のための調査研究に引き続き取り組み、対策の構築につなげるなど、将来にわたり、森林・林業の再生のための努力を継続。(林、環等○)

III. 情報発信とコミュニケーション

- ・森林の放射性物質に係る知見をはじめとして、森林・林業の再生のための政府の取組等について、地元の自治体や住民の方に対して、ホームページ、パンフレットや広報誌への掲載などにより、最新の情報を発信し、丁寧に情報提供。(復、内、林、環○)
- ・地元の自治体、地域のコミュニティ等の要望に応じて、専門家の派遣も含めてコミュニケーションを行うことにより、福島の皆様の安全・安心を確保する取組を継続。(復、内、林、環○)